

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyouzimu.html">http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyouzimu.html</a>

執行機関名 京都府知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(昭和50年京都府条例第10号)第2条の規定による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府第7号)別表第1 第11の項 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(昭和50年京都府条例第10号)第2条の規定による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(昭和50年京都府条例第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この条例は、勤労青少年の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するため、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例(昭和50年京都府条例第10号) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則(昭和50年京都府規則第8号)